

議案第5号

つくばみらい市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市印鑑登録及び証明に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第12条の2中「個人番号カード」の次に「（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明書用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（公的個人認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備であって、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明書用電子証明書が記録されたものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年3月5日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 印

提案理由

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書がスマートフォンにも搭載できるようになったことにより、総務省で定めている印鑑登録証明事務処理要領が改正されたため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市印鑑登録及び証明に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第81号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第12条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明書用電子証明書が記録されているものに限る。)又は移動端末設備(公的個人認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備であって、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を用いて、地方公共団体情報システム機構と契約した民間の事業者が設置する多機能端末機(本市の電子計算機器と電子通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。)により印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>	<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第12条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード_____を用いて、地方公共団体情報システム機構と契約した民間の事業者が設置する多機能端末機(本市の電子計算機器と電子通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。)により印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>